

平成 2 9 年 第 1 1 回

三種町選挙管理委員会議案

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

日 時 平成 2 9 年 1 2 月 1 日 (金)

午前 9 時 0 0 分

場 所 三種町役場第 3 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 7 0 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 7 1 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 2 6 号 登録の移し替えをした者について
 - 報告第 2 7 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 2 8 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 協議第 2 号 平成 3 0 年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の
日程について
- 4 その他

議案第 7 0 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙の者を平成 2 9 年 1 2 月 1 日
付けで選挙人名簿に登録する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 新有権者登録 | 平成 2 9 年 1 2 月 1 日までに満 1 8 歳に達する者
生年月日：平成 1 1 年 1 0 月 2 4 日から平成 1 1 年 1 2 月 2 日まで
男 9 人 女 8 人 小計 1 7 人 |
| 2 | 転入登録 | 平成 2 9 年 9 月 1 日以前（3 ヶ月以上）より引き続き
三種町に居住している者
転入日：平成 2 9 年 7 月 1 0 日から平成 2 9 年 9 月 1 日まで
男 2 0 人 女 1 6 人 小計 3 6 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 2 9 人 女 2 4 人 合計 5 3 人 |

議案第 7 1 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 2 8 条の規定により、別紙の者を平成 2 9 年 1 2 月 1 日付けで選挙人名簿から抹消する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日までの死亡者
届出日：平成 2 9 年 1 0 月 2 1 日から平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日まで
男 1 6 人 女 1 1 人 小計 2 7 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 平成 2 9 年 7 月 3 1 日以前に三種町から転出した者
届出日：平成 2 9 年 6 月 2 2 日から平成 2 9 年 7 月 3 1 日まで
男 1 3 人 女 1 2 人 小計 2 5 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 2 9 人 女 2 3 人 合計 5 2 人 |

報告第 26 号

登録の移替えをした者について

平成 29 年 12 月 1 日の定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

平成 29 年 12 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

平成 29 年 9 月 29 日から平成 29 年 11 月 30 日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 9 人 女 15 人 合計 24 人

報告第 27 号

選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 307 である。

平成 29 年 12 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

参 考

第 74 条第 1 項 条例の改廃請求

第 75 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 28 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項及び第 81 条第 1 項並びに地方教育行政組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 5, 116 である。

平成 29 年 12 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

参 考

第 76 条第 1 項 議会の解散請求

第 80 条第 1 項 議員の解職請求

第 81 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

協議第 2 号

平成 30 年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について

1 町長・議会議員の任期満了日

町 長 平成 30 年 5 月 17 日（木）

議会議員 平成 30 年 6 月 30 日（土）

2 選挙期日に関する公職選挙法の規定

（1）原則（第 33 条第 1 項）

議会議員、長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前 30 日以内に行う。議会議員の選挙及び長の選挙は、同時に行うことができる（第 119 条第 1 項）。

（2）90 日特例（第 34 条の 2 第 1 項、第 4 項） 【関連資料①】

議会議員又は長の任期満了日のうち先に到来する任期満了日(a)が後に到来する任期満了日(b)の前 90 日(c)以内にある場合においては、後の任期満了日の 50 日前に当たる日(d)又は前の任期満了日の 30 日前に当たる日(e)のいずれか遅い日(=d)から前の任期満了日の 50 日後に当たる日(f)又は後の任期満了日(b)のいずれか早い日(=b)までの間に、二つの選挙を同時に行うことができる。

（制度趣旨）

①投票率向上

近接して選挙が行われる場合、後に行われる選挙が低投票率を示す傾向がある。

②有権者の負担軽減

短期間に長と議会議員の二度の選挙を行うことは有権者に時間的な負担をかける。

③選挙管理費用節減等

行政の停滞を生じさせるとともに選挙費用がかさむ。

3 これまでの町長・議会議員選挙の執行状況等

(1) 平成18年合併に伴う選挙

①町 長

選挙期日 平成18年4月23日（日）

【町長任期：平成18年4月23日～平成22年4月22日】

②議会議員

選挙期日 平成18年6月25日（日）

【議会議員任期：平成18年7月1日～平成22年6月30日】

※新設合併後、平成18年6月30日まで在任特例適用。

(2) 平成22年任期満了に伴う選挙

選挙費用の節減及び有権者の利便性（負担軽減）等を重視し、公職選挙法の90日特例を適用し同時選挙を実施。

選挙期日 平成22年5月16日（日）

【町長任期：平成22年5月16日～平成26年5月15日】

【議会議員任期：平成22年7月1日～平成26年6月30日】

(3) 平成26年任期満了に伴う選挙

選挙費用の節減及び有権者の利便性（負担軽減）等を重視し、公職選挙法の90日特例を適用し同時選挙を実施。

選挙期日 平成26年5月18日（日）

【町長任期：平成26年5月18日～平成30年5月17日】

【議会議員任期：平成26年7月1日～平成30年6月30日】

4 平成30年任期満了に伴う選挙

(1) 選挙執行可能日

①単独選挙の場合（任期が終わる日の前30日～任期前日）

町長選挙 4月17日（火）～5月16日（水）

議会議員一般選挙 5月31日（木）～6月29日（金）

町長選挙	議会議員一般選挙
①告示日 4月17日（火） 選挙日 4月22日（日）	①告示日 5月29日（火） 選挙日 6月3日（日）
②告示日 4月24日（火） 選挙日 4月29日（日）	②告示日 6月5日（火） 選挙日 6月10日（日）
③告示日 5月1日（火） 選挙日 5月6日（日）	③告示日 6月12日（火） 選挙日 6月17日（日）
④告示日 5月8日（火） 選挙日 5月13日（日）	④告示日 6月19日（火） 選挙日 6月24日（日）

②90日特例による同時選挙の場合 【関連資料②】

5月11日（日）～6月30日（月）

①告示日 5月8日（火） 選挙日 5月13日（日）	⑤告示日 6月5日（火） 選挙日 6月10日（日）
②告示日 5月15日（火） 選挙日 5月20日（日）	⑥告示日 6月12日（火） 選挙日 6月17日（日）
③告示日 5月22日（火） 選挙日 5月27日（日）	⑦告示日 6月19日（火） 選挙日 6月24日（日）
④告示日 5月29日（火） 選挙日 6月3日（日）	

③議会が4月上旬に自主解散した場合（解散の日から40日以内）で、

町長選挙と同時選挙の場合

（※4月4日以降に解散した場合に限る。）

①告示日 5月1日（火） 選挙日 5月6日（日）
②告示日 5月8日（火） 選挙日 5月13日（日）

(2) 執行経費の比較（概算）

予算要求ベース

単独選挙の場合			同時選挙の場合		
町長選挙			町長・議会議員同時選挙		
報酬	投票立会人等	997,000	報酬	投票立会人等	1,085,000
職員手当等	時間外手当	5,862,000	職員手当等	時間外手当	6,072,000
需用費	消耗品	299,000	需用費	消耗品	452,000
	印刷費	814,000		印刷費	1,525,000
	食糧費	252,000		食糧費	252,000
役務費	通信費	599,000	役務費	通信費	1,974,000
委託料	ポスター掲示場等	1,500,000	委託料	ポスター掲示場等	5,908,000
使用料	投票所借上料	55,000	使用料	投票所借上料	55,000
計		10,378,000	合 計 ②		17,323,000
議会議員一般選挙			単独選挙との比較（②－①）▲6,397,000		
報酬	投票立会人等	1,041,000			
職員手当等	時間外手当	5,862,000			
需用費	消耗品	502,000			
	印刷費	923,000			
	食糧費	252,000			
役務費	通信費	599,000			
委託料	ポスター掲示場等	4,108,000			
使用料	投票所借上料	55,000			
計		13,342,000			
合 計 ①		23,720,000			

(3) その他考慮すべき事項

①同時選挙のメリット・デメリット

<メリット>

- ・選挙執行経費を節減できる（主に職員時間外手当、立会人等報酬）。
- ・有権者の利便が図られる（投票が1回で済む）。
- ・選挙人の関心が高まり投票率向上が期待される。
- ・投票管理者・立会人・事務従事者の協力が得られやすい。
- ・投開票所が確保しやすい（公共施設の利用関係調整）。

<デメリット>

- ・立候補の機会が1回になってしまう。
- ・町長選挙と議会議員選挙を混同して投票するおそれ。
- ・町長任期満了後に選挙期日を設定する場合、町長不在期間が発生する（職務代理者を置く）。

【今後の日程について】

1 月 下旬 第 1 回選挙管理委員会（町長選挙・議会議員一般選挙日程等）
予定 午前 9 時～ 三種町役場第 3 会議室

3 月 1 日（木） 第 2 回選挙管理委員会（定時登録等）
予定 午前 9 時～ 三種町役場第 3 会議室

（ 同時選挙を行う決定をした場合は、3 月 1 8 日までに「公職選挙法の特例を適用し、町長選挙と議会議員一般選挙を同時に行う」旨の告示 ）

3 月 1 8 日（日） 町長任期満了日前 6 0 日（同時選挙告示期限）